

## 大分県難病医療連絡協議会設置規程

### (設置)

第1条 大分県難病患者医療ネットワーク事業実施要綱第4の規定に基づき、大分県難病医療連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- 一 難病医療の確保に関する関係機関との連絡調整に関すること。
- 二 患者等からの要請に応じて拠点病院、分野別拠点病院、協力病院及び一般病院・診療所へ入院患者の紹介を行うなど、難病医療確保のための連絡調整に関すること。
- 三 拠点病院、分野別拠点病院、協力病院及び一般病院・診療所の医療従事者向けの難病研修会等に関すること。
- 四 大分県難病相談・支援センターに関すること。
- 五 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援事業に関すること。
- 六 大分県保健所難病対策地域協議会に関すること。
- 七 その他の難病対策に関すること。

### (組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 拠点病院長が推薦する医師
- 二 分野別拠点病院長が推薦する医師
- 三 協力病院長が推薦する医師
- 四 大分県保健所長会の代表
- 五 健康づくり支援課長
- 六 その他難病医療連絡協議会長が必要と認める者

### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、会長は第3条第1号に掲げる医師をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代行する。

### (監事)

第5条 協議会に監事を2名置き、監事は協議会の会計に係る監査を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員の出席をもって成立し、その議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、大分県福祉保健部づくり支援課内において処理する。

- 2 協議会の会計は、健康づくり支援課長が行う。
- 3 協議会の会計事務は、大分県会計規則等に準じて行う。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規定は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成13年12月1日から施行する。
- 3 改正後の規定は、平成14年6月1日から施行する。
- 4 改正後の規定は、平成19年12月1日から施行する。
- 5 改正後の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 6 改正後の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 改正後の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 8 改正後の規定は、令和元年10月1日から施行する。